

平成24年10月19日

県民の皆様へ

埼玉県議会
民主党・無所属の会

平成23年度県政調査費の返金について会派談話
お詫び

平成24年10月18日、朝日新聞朝刊埼玉版に掲載された我が会派の県政調査費の返金に関する記事についてお詫びと釈明をさせていただきたいと思っております。

記事では、我が会派の所属県議の県政調査を行う事務所について、当選した後の任期開始時期の平成23年5月から平成24年7月まで、選挙時に使っていた選挙事務所をそのまま県政調査用事務所として使用していましたが、使用実態が乏しい状況ながら県政調査費を充当していたことを会派の独自調査により認識したことから、会派としてこれを自主的に返還したことについて、ご指摘を受けました。

好ましくない県政調査費の充当を行ったことについては、大変申し訳なくお詫びを申し上げるとともに、今後個のようなことが二度と発生しないように再発防止を心がけたいと思っております。

ただ一点だけ弁明をさせていただくなら、外部からの指摘でなく会派の内部調査により自主的に返納に至った手続きが出来たことは、会派の自浄能力を発揮できたと考えています。

返金の内容と金額は、平成23年5月から平成24年3月の平成23年度分の県政調査用事務所とそれに関わる光熱費です。具体的には、毎月の事務所家賃、事務所光熱費等のかかった費用から県政調査利用分として按分した金額の総計となります。なお、本年度に入ってから事務所関連の利用経費については、平成24年度末（平成25年3月）には当然のことながら申告をいたしません。

会派としての今後の再発防止策としては、事務所の賃貸借契約書の提出は従前通り義務付けしてありますが、個と務所利用状況の確認については、定期的に、事務所外観写真、事務所看板、事務所内部の間取り図や事務所内の写真が確認できる書類の提出を義務付け、現地調査を実施したいと考えます。前任期中には実施しましたが、新任期に入り実施しておりませんでした。現在事務所を保有している該当議員に対して書類の提出と現地調査を実施し、是正をしております。

県政調査費の使用の透明性については、我が会派は、前任期中に県政調査費の全面公開を求め、任期開始からいち早く自主公開を実施し、当時公開されていなかった県政調査費の用途について公開に至らしめたという自負を持っています。当時から、①外部監査法人を採用し客観的な審査を行うこと、②1円以上すべての用途について領収書を添付すること、③飲食の経費に利用しないこと、の3原則を貫いており、血税を財源とする県政調査費の用途については、しっかりとした説明責任を果たせるよう厳格に運用しています。

現在も外部監査以外の対応については、県議会運用基準よりもはるかに厳しい会派運用基準を設けて対応しています。この会派運用基準そのものには現在も問題がないと考えますが、その運用を順守すれば問題が発生しないととらえていました。しかし、今後は会派の監査機能を高め、会派として独自に定期的に外部監査を取り入れ、県政調査費の透明性を担保していきたいと思えます。

今回の問題点の指摘を謙虚に受け止めさせていただき、今後とも県政調査費の使途の透明性については信頼の回復に努めていく所存です。

最後に、記事に掲載された内容の一部事実と違う内容がありますので釈明させていただきます。

記事の中には「・・・不適切な受給が発覚すると、同派は、申告そのものを取り下げると申し出て、議会事務局の了解のもと、領収書コピーが載ったページを収支報告書から抜き取った。」と記載されています。私たちは、修正申告はしましたが、領収書のコピーを自ら抜き取る行為は一切行っておりません。後で認識したことです。これは事務局側のルールに基づき、適正な事務処理として事務局が返還分に該当する領収書コピーを取り除いたものです。

以上